

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和 6年 第 1 号
受付日	令和 6年 3月 26日
送付日	令和 6年 3月 26日
答弁受理日	令和 6年 4月 23日

## 文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	市民目線の会 小林博次
所管部局	都市整備部及び関係部局

旧笹川西小学校校舎及び体育館の活用について

笹川団地の笹川西小学校周辺住民から笹川の未来の為にと題して、住みやすく魅力ある町にする為にみんなで知恵を出し合って(旧)校舎及び体育館を活用して行こうという要望が繰り返し出されています。

この事を時系列で見ると、2017年8月(旧)笹川西小学校「跡地利用検討会」が発足し住民の意見が集められています。2019年7月「跡地利用検討会」が「跡地利用協議会」に改組し継続して協議していくことになりました。

2018年4月笹川東小学校と笹川西小学校が統合して笹川小学校が開校の運びとなりました。

2019年10月「校舎を残し活用する」という方向で協議が進んでいましたが、2019年12月市議会議員に対する答弁では、用途を廃止した西小学校は原則除却(解体)の方向で検討するということでした。大半の住民が知ったのは2021年4月1日都市整備部からの回覧板でした。住民は突然の方向転換にびっくりしたとのことでした。

2023年の議員説明会資料には上記の流れは報告されていませんが、2019年11月四日市市公共施設マネジメントに関する条例制定がなされていますのでそのことに関連した方向転換ではなかったのかと推測しています。

その後2020年12月市議会に「跡地と西公園の再編素案」が示されています。また住民への説明会もないまま2021年5月解体工事の入札が実施されたことと「新型

「新型コロナウイルス感染症」の被害が出始めたことにより関係者に十分な説明がなされないまま校舎の解体が進められようとした為に「住民の怒り」が爆発しました。(住民説明会は入札実施後 2021 年 7 月と 12 月に開催された) 2021 年 6 月関係住民から市議会に請願書が提出され市議会で審査の結果、願意妥当として全会一致で請願は採択されました。

同年 7 月 2 日森市長に 1768 名の署名を添えて要望書が提出されています。

要望書では、笹川が抱える問題点として、○子・孫の笹川離れ ○若い世代が定住敬遠 ○空き家空き地の急増 ○高齢化 ○高齢者の孤独 ○教育環境への不安 ○外国人のコミュニティ化等々解決すべき課題の解決に向けて空き教室を使った各種の活動や体育館を使ったスポーツ、健康づくりに取り組んでいた事が出来なくなったこと等の思いがこめられていました。2022 年 3 月住民監査請求と 6 月に住民訴訟が行われた。(2022 年 10 月旧校舎の有効利用を求める笹川住民 2118 名の署名が再度市長に提出され、その後他地域の市民 908 名の署名が追加提出されています)

2023 年 2 月解体工事契約解除、2023 年 5 月住民訴訟が取り下げられた。

四日市市が示した「公園整備と住宅建設」では「笹川の課題の解決」は何一つ出来ないと思います。

そこで、改めて笹川団地の再生を国の地方創生事業として展開することを提案します。戦後、全国で開発された新興団地は年とともに人口が減少し衰退しています。このような団地の再生を地方創生事業として、「市民参加」で進められた成功事例も出始めています。「官」主導や住民軽視の手法では「まちづくり」は「失敗」しています。

#### 質問事項

- 1 戦後の復興期に造成された全国の団地を創生事業として市民参加で再生し成功している団地がありますが、「成功事例に学ぶ」必要があると思いますがいかがでしょうか。
- 2 現在「まちづくり検討委員会」にて将来構想が議論されていますが、その結論が出るまでの間においても住民から緊急の要望が出されております。この要望は将来構想に資することが大であり、笹川の自治会や(旧)笹川西小学校周辺住民の勢いも借りて笹川団地の再生を図ることが必要だと思いますが「なぜ」できないのか、どこに問題があるのか教えていただきたいと思います。

さらに、市民自治基本条例の精神に反して「市民軽視」の対応をするのかについてもお答えいただきたいと思います。